

滋賀県行政経営改革委員会設置要綱

(目的)

第1条 分権型社会において地域経営を担うことのできる行政体制の確立と適時最適な行政運営の実現に向けた行政経営改革に関する調査審議を行うため、滋賀県行政経営改革委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、滋賀県の行政経営改革に対して調査審議を行い、意見を述べるとともに、必要な提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、行政経営改革に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 5 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。
- 7 委員の任期は、3年以内とする。

(専門委員)

第4条 委員会に、第2条に規定する所掌事務のうち、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員長の推薦により知事が委嘱する。
- 3 専門委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任されることを妨げない。

(専門部会)

第5条 委員会に、専門の事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員で構成する。
- 3 専門部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

(関係職員等の出席)

第6条 委員会および専門部会に、調査審議する内容に応じて、関係職員その他必要な者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部職員課(行政経営改革室)において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則 この要綱は、平成14年5月16日から施行する。

付 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。